

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）の定款第47条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が、同項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、第2条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事長が不在の場合の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、

開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、専務理事が議長に当たるものとする。
- 3 理事長及び専務理事が不在の場合の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。なお、前段において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第89条に規定する電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事長、専務理事及び監事又は議題若しくは当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において理事長、専務理事及び監事又は議題若しくは議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般法人法第93条第2項の規定により理事から召集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは理事長、専務理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第13条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は直ちに却下することができる。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 第1項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する報告)

第15条 議長は、理事会の議事の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- ウ 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受け
- オ 多額の借財

- カ 重要な使用人の選任及び解任
 - キ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ク 内部管理体制の整備
 - ケ 定款第 35 条に規定する理事の取引の承認
 - コ 事業計画書及び収支予算書の承認
 - サ 事業報告及び計算書類等の承認
 - シ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
- ア 規則の制定、変更及び廃止
 - イ 理事長及び専務理事の選任及び解職
 - ウ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
 - エ 定款第 36 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
 - オ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- ア その他の重要な事業に係る契約の締結、解除及び変更
 - イ 委員会の設置、運営に必要な事項の決定
 - ウ その他の重要な事業に係る争訟の処理
 - エ その他理事会が必要と認める事項
- (理事の取引の承認)

第 17 条 理事が定款第 35 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第 18 条 理事会は、定款第 36 条第 1 項に基づき、役員的一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は、遅滞なく一般法人法第198条において準用する第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3箇月以内に異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 総評議員の10分の1以上の評議員が3箇月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第19条 理事会は、定款第36条第2項に基づき、外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低限度額を限度とする契約を、理事会の決議によって締結することができる。

(報告事項)

第20条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 3 理事が定款第35条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 補則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年3月27日理事会決議)